



健全で持続可能な下水道事業のために！

# 令和5年度(請求は8月から)下水道使用料を改定します

※令和5年6月使用分から新使用料を適用し、6月分の請求は8月となります。

下水道事業(汚水)は、市民生活を支える重要な生活基盤の一つであり、受益者である使用者からいただく使用料金にて運営される独立採算性<sup>※1</sup>の原則のもと、健全で持続的な経営が求められております。上下水道局では、これまで経営努力を図ってきたことから、消費税改定以外では、平成16年度に下水道使用料を改定して以降、19年の長きにわたり使用料の改定を行っておりませんでした。

しかしながら、現在、これまでの施設整備に活用してきた企業債(借金)<sup>※2</sup>の返済や下水道施設の経年・老朽化により早急に対応すべき維持管理費と改築費の増加が見込まれております。加えて令和2年10月に県に支払う汚水処理費<sup>※3</sup>が増額改定され、年間で約1億円の費用増となりました。このように費用が増加するなか、収入面においては、将来予想される人口減少等により収入増は見込めない状況となっております。

このような状況を踏まえるとこれまでの経営努力のみでは事業経営は難しいため、今回、使用料を改定させていただきます。

改定により使用者の皆様にはご負担をおかけしますが、上下水道局では今後、企業債残高の縮減を図り、下水道施設の維持管理や更新、地震対策などの施設整備をより一層進め、将来世代に過度の負担を残すことの無い、健全で持続可能な経営を維持してまいりたいと考えております。ご理解のほどよろしくお願いたします。

- ※1 一部の公費負担を除いては、下水道使用料で経費をまかなっております。
- ※2 地方公営企業が建設、改良等に要する資金に充てるために起こす借入です。令和3年度末で約67億円の企業債残高があります。
- ※3 那覇市の汚水は、沖縄県の中流域下水道の那覇浄化センターにて処理されており、水量に応じて沖縄県へ維持管理負担金を支払っています。

## 下水道使用料改定内容

- 平均改定率：7.3%
- 現在、0<sup>3</sup>から10<sup>3</sup>まで一律であった基本料金を改め、0<sup>3</sup>を基本使用料とし、1<sup>3</sup>から10<sup>3</sup>までも使用者が使用した量に応じて負担する従量使用料とします。
- 水道料金の従量使用料の水量区分と合わせて、下水道の排出汚水量を11区分へ変更します。
- 現行の内税表示から外税表示へ変更します。また下水道使用料の外税表示化に伴い水道料金も外税表示にします。水道料金は端数処理のため若干の減額となっております。なお、検針票には総額表示でお知らせします。
- 新しい下水道使用料の適用は、令和5年度6月分から(令和5年度8月から請求)



## 下水道使用料の比較表

### 旧使用料

種別	区別	排出汚水量	税込金額
基本料金		0 <sup>3</sup> ~10 <sup>3</sup> まで (基本水量)	639円
		11 <sup>3</sup> ~30 <sup>3</sup> まで	85円
従量使用料 (1 <sup>3</sup> あたり)		31 <sup>3</sup> ~50 <sup>3</sup> まで	101円
		51 <sup>3</sup> ~100 <sup>3</sup> まで	138円
		101 <sup>3</sup> ~300 <sup>3</sup> まで	165円
		301 <sup>3</sup> ~1,000 <sup>3</sup> まで	200円
		1,001 <sup>3</sup> ~8,000 <sup>3</sup> まで	210円
		8,001 <sup>3</sup> ~	220円

### 新使用料

種別	区別	排出汚水量	税抜金額	(参考) 税込金額
基本使用料		0 <sup>3</sup>	512円	563.2円
		1 <sup>3</sup> ~5 <sup>3</sup> まで	10円	11.0円
従量使用料 (1 <sup>3</sup> あたり)		6 <sup>3</sup> ~10 <sup>3</sup> まで	12円	13.2円
		11 <sup>3</sup> ~15 <sup>3</sup> まで	86円	94.6円
		16 <sup>3</sup> ~25 <sup>3</sup> まで	88円	96.8円
		26 <sup>3</sup> ~35 <sup>3</sup> まで	92円	101.2円
		36 <sup>3</sup> ~50 <sup>3</sup> まで	103円	113.3円
		51 <sup>3</sup> ~100 <sup>3</sup> まで	136円	149.6円
		101 <sup>3</sup> ~300 <sup>3</sup> まで	160円	176.0円
		301 <sup>3</sup> ~1,000 <sup>3</sup> まで	194円	213.4円
		1,001 <sup>3</sup> ~8,000 <sup>3</sup> まで	202円	222.2円
		8,001 <sup>3</sup> ~	210円	231.0円

※改定後は条例中の料金表の表示を内税(税込み)表示から外税(税抜き)表示に変更します。改定後の使用料金は(基本使用料+従量使用料)を算出して最後に消費税分の10%を加算します。

## 下水道使用料の計算方法について

【改定後の使用料計算】消費税率 10%

(例) 1か月 25<sup>3</sup>の排出汚水の場合

基本使用料		512円
従量使用料	1 <sup>3</sup> ~5 <sup>3</sup>	5 <sup>3</sup> X 10円 = 50円
	6 <sup>3</sup> ~10 <sup>3</sup>	5 <sup>3</sup> X 12円 = 60円
	11 <sup>3</sup> ~15 <sup>3</sup>	5 <sup>3</sup> X 86円 = 430円
	16 <sup>3</sup> ~25 <sup>3</sup>	10 <sup>3</sup> X 88円 = 880円
合計	25 <sup>3</sup>	1,932円(税抜き)
		1,932円 X 1.1 = 2,125円(税込み)

## 1か月の増減額(税込み) (主な水量を表示)

(1か月、税込み 単位:円)

水量	現行(税込)			新料金(税込)					現行との差額 (②-①)
	水道	下水道	合計①	水道	現行との差額	下水道	現行との差額	水道・下水道 合計②	
5 <sup>3</sup>	911	639	1,550	906	△5	618	△21	1,524	△26
10 <sup>3</sup>	1,431	639	2,070	1,428	△3	684	45	2,112	42
20 <sup>3</sup>	3,041	1,489	4,530	3,040	△1	1,641	152	4,681	151
30 <sup>3</sup>	5,011	2,339	7,350	5,009	△2	2,631	292	7,640	290
40 <sup>3</sup>	7,371	3,349	10,720	7,368	△3	3,703	354	11,071	351
50 <sup>3</sup>	9,911	4,359	14,270	9,909	△2	4,836	477	14,745	475

【詳しい内容は、上下水道局のホームページをご覧ください。】

📞【お問い合わせ】企画経営課 TEL: 941-7802 FAX: 941-7821